

令和7年度応急住宅対策訓練実施等業務委託 プロポーザル実施要綱

1 業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度応急住宅対策訓練実施等業務委託

(2) 業務目的

本業務は、埼玉版FEMAとして、応急住宅の供給に関する訓練を通じて、災害発生時に対処すべき事項や役割分担について、関係機関（県、市町村、協定団体及び埼玉県住宅供給公社等の関係者をいう。以下、同じ。）同士の強固な連結を推進し、災害時の住宅の供給体制を強化することを目的とする。

加えて、被災住宅の緊急の修理に係る訓練を実施し、緊急の修理について理解を深めることで、災害時の住宅対策の総合的な強化を図る。

(3) 委託業務の内容

本業務は、災害時の住宅の供給に関する訓練の実施とその結果を反映させたマニュアルの改訂等を行うものである。対象となる制度等は以下の4つであり、詳細については別添「委託業務仕様書」によるものとする。

- ア 建設型応急住宅の供与
- イ 賃貸型応急住宅の供与
- ウ 県営住宅の一時提供
- エ 被災住宅の緊急の修理

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(5) 委託予定上限額

21,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 資格要件

次の(1)～(9)のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 公示日以後に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公示日以後に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1

- 日付け入審第97号)に基づく指名除外を受けている期間がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。
 - (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。
 - (7) 仕様書の内容を十分に理解した上で、本プロポーザルに参加できること。また、過去10年度間(平成27年度から令和6年度)に国、都道府県または市区町村の防災等に関する業務(地域防災計画等の策定、防災等に関する研修・訓練、検証・調査等)を受託し、履行した実績*があること。
*本店、支店又は営業所等のいずれかの実績で足りるものとする。
 - (8) 以下のアからウのいずれかを満たす者であること。
 - ア 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示(令和6年埼玉県告示第833号)に基づく令和7年度・8年度物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分が「催物、映画、広告、その他の業務」である者。
 - イ 令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載され、審査区分が「設計・調査・測量」かつ申請業種が「建設コンサルタント登録」である者。
 - ウ アまたはイに掲げる名簿への登録申請を提出した者。ただし、委託先候補者の決定までに名簿に登載されなかった場合は、選定しない。
 - (9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 選定基準

2の資格要件を満たしている者の中から、次の項目について評価し標記業務を委託する候補者を選定する。詳細は別紙1「評価基準」による。

- (1) 企画提案内容
- (2) 業務実施実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 参考見積書

4 企画提案内容の評価項目

- (1) 全体を通した基本的事項(業務の目的・内容の理解等)
- (2) 建設型応急住宅の供与の訓練等に関する提案
- (3) 賃貸型応急住宅の供与の訓練等に関する提案
- (4) 県営住宅の一時提供の訓練等に関する提案
- (5) 被災住宅の緊急の修理の訓練等に関する提案

5 プロポーザル募集から受託者決定までのスケジュール

募集から業務受託者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年6月16日（月）	実施要綱公開（ホームページ）
令和7年6月16日（月）から 6月24日（火）午後4時まで	質問受付期間
令和7年6月27日（金）午後4時まで	質問回答期限
令和7年6月16日（月）から 7月3日（木）午後4時まで	プロポーザル参加者募集期間
令和7年6月16日（月）から 7月10日（木）午後4時まで	企画提案書等受付期間
<一次選定を実施する場合>	
令和7年7月18日（金）	一次選定結果通知（見込）
令和7年8月上旬	審査（プレゼンテーションの実施） （見込）
令和7年8月上旬	委託先候補者決定（見込）
令和7年8月下旬	委託契約（見込）
<一次選定を実施しない場合>	
令和7年7月14日（月）から 7月18日（金）のいずれか1日	審査（プレゼンテーションの実施） （見込）
令和7年7月22日（火）から 8月1日（金）	委託先候補者決定（見込）
令和7年8月上旬	委託契約（見込）

6 手続き

(1) 質問の受付期間及びその回答方法

ア 受付期間

令和7年6月16日（月）から令和7年6月24日（火）午後4時まで

イ 受付方法

電子メール（a5550-07@pref.saitama.lg.jp）で「質問回答書（様式第6号）」に質問を記載し、提出すること。

なお、質問回答書には特定の企業名や個人名を記入しないこと。

※電子メールの件名を「令和7年度応急住宅対策業務委託プロポーザル質問書 企業等名」とすること。

※電話での受け付けは行わない。

ウ 回答方法

令和7年6月27日（金）午後4時までに、県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答のすべての内容は、すべての参加者に適用する。

また、参加者からの質問がない場合でも、発注者から参加者へのお知らせを掲載する場合がある。

参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、県ホームページに掲載する質問に対する回答のすべての内容を必ず確認した上で、プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）を提出すること。

(2) プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）の提出期間及びその方法

ア 提出期間

令和7年6月16日（月）から令和7年7月3日（木）午後4時まで

イ 提出方法

電子メール（a5550-07@pref.saitama.lg.jp）により提出すること。

（確認後、参加意思表明書受付票を発行する。）

(3) 企画提案書等の提出期間及びその方法

ア 提出期間

令和7年6月16日（月）から令和7年7月10日（木）午後4時まで

イ 提出書類

別添「令和7年度応急住宅対策訓練実施等業務委託 企画提案書等作成要領」を参照の上、次の書類に必要な応じて資料を添付のうえ提出すること。

（以下、これら提出書類一式を「企画提案書等」という。）

(ア) プロポーザル提出書（様式第2号）

(イ) 企画提案書（様式自由）

(ウ) 業務実施体制調書（様式第3号）

(エ) 類似業務実績調書（様式第4号）

(オ) 参考見積書及び積算内訳書（様式自由）

(カ) 法人概要書（様式第5号）

ウ 提出先及び提出方法

提出先：埼玉県都市整備部住宅課企画担当

企画提案書等は電子メールで担当（a5550-07@pref.saitama.lg.jp）宛てにデータで提出すること。なお、容量が10MBを超える場合は、事前に連絡すること。（確認後、プロポーザル受付票を発行する。）

7 企画提案書等の提出後の予定

(1) 一次選定の有無 有

一次選定は、提出した企画提案書等に基づく書類審査を実施する。

ただし、資格要件を満たす者が3者以下の場合は、一次選定を実施しない。

(2) プレゼンテーション依頼方法

ア 企画提案書等の提出期限後、一次選定を行い、一次選定において選定された者にその旨の通知およびプレゼンテーションの依頼を、電子メールにて通知する。

イ 一次選定において選定されなかった者に、その旨を電子メールにて通知す

る。

ウ 通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により非選定理由について説明を求めることができる。

エ 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

オ 一次選定を実施しない場合は、その旨及びプレゼンテーションの依頼を電子メールにて通知する。

(3) プレゼンテーション予定日

一次選定を実施しない場合、プレゼンテーションは令和7年7月14日（月）から令和7年7月18日（金）までのいずれか1日で実施するものとし、場所及び時間は、電子メールにより通知する。なお、上記予定日以外の日程となる場合がある。また、面会以外の方法によるプレゼンテーションを実施する場合がある。

一次選定を実施する場合、プレゼンテーションの日時及び場所は、電子メールにて別途通知する。

(4) プレゼンテーションでの提案説明方法

ア 提出した企画提案書により説明する。

プレゼンテーション当日に参考資料の追加配付は認めない。

イ 説明時間は、30分以内とし、その後、質疑応答の時間を設ける。

ウ 説明は、原則として、業務実施体制調書（様式第3号）に記載のある業務責任者が行うものとする。

エ プレゼンテーション開始前に、説明者の所属を確認するため、社員証等を持参すること。

(5) 二次選定結果通知方法

ア プレゼンテーション後、二次選定を行い、最適な提案を特定し、その企画提案書等を提出した者に、電子メールにより特定通知書を送付する。

イ 二次選定を受けた者のうち、最適と特定されなかった提案を提出した者に、電子メールにより非特定通知書を送付する。

ウ 非特定通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

エ 非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(6) その他留意事項

ア 提出期限までに企画提案書等が到達しなかった場合は、プレゼンテーションを実施することができない。

- イ 企画提案書等の内容が「2 資格要件」を満たさない場合は、プレゼンテーションを実施することができない。
- ウ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 提出された企画提案書等は、二次選定以外には参加者に無断で使用しない。
- カ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
また、企画提案書等に記載した業務責任者は、原則として変更することはできない。
- キ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効とするとともに、最適と考えられる者を変更することがある。
- ク 委託予定上限額を超過する参考見積書及び積算内訳書を提出した場合は、選定しない。
- ケ 参加者が1者の場合であっても、二次選定を行う。審査の結果、評価点が72点以上の場合には最適な提案とする。
- コ 発注者の指示により実施しない提案内容を除き、企画提案書等の内容は、すべて履行の対象とする。
また、提案内容の履行が確認できなかった場合は、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けることがある。

8 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、選定委員会を設置し、企画提案書等の内容を総合的に審査する。
- (2) 県は、最適な企画提案を提出した者（以下、委託先候補者とする）と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (3) 委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「2 資格要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。
- (4) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (5) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (6) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。
締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受託者は、契約締

結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

9 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本円

(3) 本業務に関し、仕様書によらない事項は、別途受託者との協議により決定する。

(4) 参考資料の提供について

企画提案の参考として一覧に掲げる資料の提供を希望する場合、次のとおり申請すること。

ア 提供資料 次の一覧のとおり

	マニュアル名	備考
1	埼玉県応急仮設住宅（建設型）供給マニュアル	—
2	災害時における応急仮設住宅（民間賃貸住宅）の提供に関するマニュアル	—
3	令和元年東日本台風における賃貸型応急住宅供与事業実施要領	—
4	埼玉県地域防災計画	※県ホームページをご確認ください。
5	都市整備部業務継続計画（BCP）	※該当部分のみ提供
6	住宅課災害対策要領（県営住宅管理編）	—

イ 提供申請 資料の提供に関する誓約書（様式第7号）を電子メール（a5550-07@pref.saitama.lg.jp）により提出すること。誓約書を確認後、2日以内（閉庁日を除く）に資料を提供する。

ウ 申請期間 令和7年7月1日（火）午後4時まで

10 窓口・問い合わせ先

埼玉県都市整備部住宅課 企画担当 天野、倉田、小笠原

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-5571（直通）

E-mail a5550-07@pref.saitama.lg.jp